

当社における新規取り扱い暗号資産の審査について

1. 目的

この文書は、当社が新たに暗号資産の取り扱いを行う場合の審査体制と手続きを公開することで、当社の審査が適切に行われていることを示し、これをもって利用者保護に対する取り組みの一助とするものです。

2. 定義

この文書に使用する用語の定義は、次のとおりとします。

発行状況	暗号資産の発行に関わる状況（発行者や発行数量など）を示す情報をいう。
取引状況	暗号資産の流通に関わる状況（取引高や時価総額など）を示す情報をいう。
利用状況	暗号資産のユースケースに関わる状況を示す情報をいう。
プロジェクト	暗号資産が使用されるブロックチェーンネットワークおよびそれを核としたエコシステムの形成に取り組む活動の総体をいう。
発行者	暗号資産を発行する、企業や財団・プロジェクトチームやコミュニティ等の集団・個人をいう。
関係者	プロジェクトに関わる者のうち、当社が主要なメンバーであると判断する者をいう。

3. 取扱審査の体制

当社における取扱暗号資産の審査体制とその手続きは、以下のとおりです。

1) 取扱審査体制の構成

当社では、いわゆる3線体制による内部統制環境のもと、以下に示す分担で取扱審査に取り組んでいます。

- 1線部門（事業部門）
- 2線部門（コンプライアンス部門）
- 3線部門（内部監査部門）

2) 取扱審査体制の独立性

当社では、以下にて取扱審査体制の独立性を確保しております。

- ・ 1線部門（営業部門を含む）が取扱銘柄の選定を行い、2線部門に対して当該銘柄の取扱申請を行います。
- ・ 2線部門では、当該銘柄の取扱審査を行います。
- ・ 3線部門は、取引審査における健全なガバナンスを保つため、内部監査を通して取扱審査全般に関する事後的な確認と、必要に応じた是正措置の提起を1線部門及び2線部門に対して行います。
- ・ 1線部門、2線部門、3線部門の職員の間には兼務はなく、かつ営業部門、2線部門、3線部門の職員の間には兼務はありません。
- ・ 2線部門の担当役員は、1線部門及び営業部門の担当役員とは別となっております。

3) 取扱いリスクに対する検証体制

- ・ 取扱いリスクを包括的かつ具体的に検証し特定する機関・部門、もしくはこれを行う者が所属する部門名等
当社では、取扱いリスクについて次の二段階の検証を行っています。

一次検証： 2線部門

二次検証： 統合リスク管理委員会

4) 審査結果に基づき意思決定を行う手続き

・取扱審査体制による取り扱い審査手続きの概要

当社では、取扱審査に先立ち、1線部門が、市場調査や利用者ニーズの分析等によって選出された銘柄について調査を行い、対象銘柄の収益性や適切性等を総合的に勘案して取扱申請対象を選定しています。

2線部門は、1線部門による取扱申請を受けて対象銘柄に対する取扱審査を行い、審査結果を担当役員に報告します。担当役員は、内容に問題がなければ承認を行います。

・特定された取扱リスクの扱いを決定する手続きの概要

2線部門担当役員は、2線部門の審査結果を統合リスク管理委員会に提出し、その内容を報告いたします。統合リスク管理委員会は、取扱暗号資産のリスク検証を行い、必要に応じてリスク管理策の設定や、追加審査の指示もしくは取扱見送りの決定を行います。

・取扱に対する最終意思決定

統合リスク管理委員会の審議結果、取扱に問題がなければ、取締役会に上程し、取扱暗号資産に対する当社としての最終的な意思決定を行います。

5) 資料の保存

・取扱審査の過程および結果資料の保存ルール

当社では、取扱審査の過程および結果にて使用した資料について、2線部門が管理し、原則として当社で当該銘柄の取り扱いが終了するまで保存します。

4. 取扱審査の観点

当社の取扱審査における各事項の観点は、以下のとおりです。

1) 取扱暗号資産に関する審査事項

発行状況

取引状況

利用状況

暗号資産の関係者

暗号資産及び記録台帳の技術

対象プロジェクト

その他審査に必要な事項

2) 社内体制に関する審査事項

暗号資産の安全管理体制

暗号資産の技術対応能力

自社の取引処理能力

財務耐久性

需要見込み

利用者との利益相反

取扱い開始時の価格決定方法及び取引条件

利用者への情報提供及び説明

その他審査に必要な事項

3) 取扱暗号資産のリスク検証に関する審査事項

マーケットリスク

プロジェクト等に関わるクレジットリスク

流動性リスク

ハッキングリスク

改ざんリスク

レピュテーションリスク

コンプライアンスリスク

AML/CFT リスク

その他リスク

以上

2022年11月24日 作成

2023年7月24日 改定